

＜令和８年４月１日事業開始＞
尾張旭市乳児等通園支援事業者
募集要項

令和７年１１月
尾張旭市
こども子育て部こども未来課

目次

1	趣旨.....	1
2	事業の概要.....	1
3	応募要件.....	1
4	事業の概要.....	2
5	設備及び職員基準.....	2
6	単価及び加算.....	3
7	スケジュール.....	3
8	事前協議.....	4
9	認可申請.....	4
10	留意事項.....	5
11	問合せ・申込先.....	5

1 趣旨

子ども・子育て支援法等の一部を改正する法律（令和6年6月成立）により、乳児等通園支援事業（「こども誰でも通園制度」）が新たに創設され、令和8年度より全国の自治体で実施することとされている。

本募集要項は、実施事業者を公募するにあたり必要な事項を定めるものである。

2 事業の概要

(1) 事業の目的

全てのこどもの育ちを応援し、こどもの良質な成育環境を整備するとともに、全ての子育て家庭に対して、多様な働き方やライフスタイルにかかわらない形での支援を強化するため、現行の幼児教育・保育給付に加え、月一定時間までの利用可能枠の中で、就労要件を問わず時間単位で柔軟に利用できる「こども誰でも通園制度」を実施する。

(2) 事業開始日

令和8年4月1日

(3) 事業実施施設

① 一般型

保育所、小規模保育事業所、幼稚園、企業主導型保育事業所、認可外保育施設（認可外保育施設指導監督基準を満たす旨の証明書の交付を受けていること）

② 余裕活用型

保育所、小規模保育事業所

3 応募要件

- (1) 応募時点において、尾張旭市内で保育所、小規模保育事業所、幼稚園、企業主導型保育事業所、認可外保育施設を運営している又は令和8年4月1日時点で運営予定であるもの。
- (2) 尾張旭市乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例（以下「条例」という。）、本要項その他関連法令等に従い、行政機関や関係者と連携協力して適切な運営ができること。
- (3) 直近3か年において国税、都道府県税及び市町村税を滞納していないこと。
- (4) 会社更生法（平成14年法律第154号）第17条の規定に基づく更生手続開始の申し立てがなされていない者又は民事再生法（平成11年法律第225号）第21条に基づく再生手続開始の申し立てがなされていない者であること。
- (5) 「尾張旭市が行う事務及び事業から暴力団排除に関する合意書」（平成23年9月27日付けで尾張旭市長、尾張旭市教育委員会教育長及び愛知県守山警察署長が締結）に基づく排除措置を受けていない者であること。
- (6) 財務内容が不適切でなく、その他事業を適正に履行する見込みがあること。
- (7) 乳児等通園支援事業者の認可を請負とみなした場合に、地方自治法（昭和22年法律第67号）第92条の2、第142条（同条を準用する場合を含む。）又は第180

条の5第6項の規定に該当しない者であること。

4 事業の概要

乳児等通園支援事業は、条例や関係法令等のほか、次表の内容に従い実施すること。

項目	内容										
利用対象者	保育園、認定こども園、小規模保育事業所、家庭的保育事業所、幼稚園、企業主導型保育施設に通園していない0歳6か月から満3歳未満のこども（利用日時点を基準とする。）										
実施方法	(1) 一般型（在園児合同実施）：専任職員を配置し、在園児と合同で預かる方法 (2) 一般型（専用室独立実施）：専任職員を配置し、専用室で預かる方法 (3) 余裕活用型：定員の範囲内で既存の職員配置で在園児と合同（同じ部屋）で預かる方法										
利用時間	こども1人当たり月10時間の利用を限度とする。										
利用方法	以下のいずれかの方法 (1) 柔軟利用 (2) 定期利用と柔軟利用の併用（認可定員のうち、最低1人は柔軟利用とする）										
開所時間等	開所日及び開所時間は、事業者において定めることとする。										
利用料金	(1) 「1人1時間当たり300円」を基本とし、事業者が利用料金を定め、施設で徴収する。 (2) 次の表に掲げた区分に応じた金額を利用料から減免すること。 <table border="1"> <thead> <tr> <th>区分</th><th>金額</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>生活保護受給世帯</td><td>1時間300円</td></tr> <tr> <td>市民税額非課税世帯</td><td>1時間240円</td></tr> <tr> <td>市民税所得割合算額が77,101円未満である世帯</td><td>1時間210円</td></tr> <tr> <td>要支援・要保護家庭</td><td>1時間150円</td></tr> </tbody> </table> (3) 利用料金に加えて、食事の提供に要する費用等の実費徴収額については、保護者同意の上、事業者が定め、施設で徴収する。 ※ 国より利用料金の在り方について示された場合は、変更する場合がある。	区分	金額	生活保護受給世帯	1時間300円	市民税額非課税世帯	1時間240円	市民税所得割合算額が77,101円未満である世帯	1時間210円	要支援・要保護家庭	1時間150円
区分	金額										
生活保護受給世帯	1時間300円										
市民税額非課税世帯	1時間240円										
市民税所得割合算額が77,101円未満である世帯	1時間210円										
要支援・要保護家庭	1時間150円										
総合支援システム	国が基盤整備するシステム（こども誰でも通園制度総合支援システム）により、利用予約枠の設定、利用予約受付、事前面談、利用時間の管理は施設が行う。										
その他	(1) 集団における児童の育ちに着目した支援計画を必要に応じて作成し、日々の保育の状況を記録すること。 (2) 障がい児、医療的ケア児、配慮が必要な児童の受け入れにあたっては、保護者が当該事業を円滑に利用できるような受入体制の整備に努めること。配慮が必要であると確認した児童については、本市に報告するとともに、関係機関との連携に努めること。										

5 設備及び職員基準

実施方法	設備基準	職員基準
一般型	(1) 乳児又は満2歳に満たない幼児 乳児室又はほふく室を設置	(1) 配置基準 0歳児：3人につき1人

	<table><tr><td>乳児室</td><td>1.65 m²/人以上</td></tr><tr><td>ほふく室</td><td>3.3 m²/人以上</td></tr></table> (2) 満2歳以上の幼児 保育室または遊戯室を設置 <table><tr><td>保育室又は 遊戯室</td><td>1.98 m²/人以上</td></tr></table>	乳児室	1.65 m ² /人以上	ほふく室	3.3 m ² /人以上	保育室又は 遊戯室	1.98 m ² /人以上	1・2歳児：6人につき1人 (2) 資格 保育従事者（保育士、研修修了者）を配置し、そのうち保育士を半数以上とする。 保育従事者は2人を下回ることはいできない。専従でなければならない。 ※ 特例あり
乳児室	1.65 m ² /人以上							
ほふく室	3.3 m ² /人以上							
保育室又は 遊戯室	1.98 m ² /人以上							
余裕活用型	保育所または小規模保育事業を行う事業所の基準	(1) 配置基準 施設ごとの配置基準により、在園児と乳児等通園支援事業を利用するこどもを合わせた人数に応じ算出した職員数 (2) 資格 保育士						

上記のほか、条例を遵守すること。

6 単価及び加算

令和7年度時点での国基準であり、令和8年度単価は公定価格により決定予定のため、国から詳細が示され次第、別途通知する。

【単価分】

年度当初の年齢	単価
0歳児	1,300円
1歳児	1,100円
2歳児	900円

【加算分】

対象	加算額
障がい児	400円
要支援家庭のこども	400円
医療的ケア児	2,400円

7 スケジュール

項目	日程
募集要項公表	令和7年11月19日（水）
事前協議書等の受付 ※本事業を行うために必要な経済的基礎の有無等、認可基準を満たす見込みについて確認する。	令和7年11月19日（水）から 令和7年12月10日（水）まで
事前協議結果通知書の送付期限	令和7年12月15日（月）
認可申請書の提出期限	令和7年12月26日（金）
認可・確認等手続	令和8年1月から令和8年3月までの間
事業開始	令和8年4月1日（水）

8 事前協議

申込にあたり、次のとおり事前協議書等を提出すること。

(1) 提出方法

持参、郵送又は電子メール

※ 郵送の場合、配達日時及び配達されたことを証明できる方法とすること。

(2) 提出先

尾張旭市こども子育て部こども未来課

(3) 提出期限

令和7年12月10日（水）午後5時（必着）

(4) 提出書類（★：余裕活用型は、保育所等の認可書類と重複する場合に省略可）

① 事前協議書（様式1）

② 事業計画書（様式2）

③ 施設平面図（任意様式）

④ 誓約書（兼役員等名簿）（様式3）

⑤ 法人定款（法人の場合）

※ 乳児等通園支援事業を事業目的に記載していること。変更に関し時間を要する場合は、認可申請時の提出も可とする。

⑥ 法人登記簿謄本（履歴事項全部証明書）（法人の場合）★

※ 申請日から3か月以内に発行されたもの

⑦ 預金残高証明書（社会福祉法人及び学校法人以外の場合）★

(5) 質疑応答等

① 質問の提出方法

質問事項を質問書（様式4）に記入し、こども子育て部こども未来課に令和7年11月26日（水）午後5時までに電子メールにより提出すること。

※ 提出期限以降に提出された質問、規定する様式や方法によらない質問は、一切受け付けない。

② 質問に対する回答

市がすべての質問について質問者名を無記載として取りまとめ、令和7年12月2日（火）までに市ホームページにて回答を公表する。

ただし、質問内容により事業者選定に公平性を保てない場合は、回答しないことがある。また、質問に対する回答は、募集要項等の追加又は修正とみなす。

(6) 辞退

事前協議書提出後、やむを得ず辞退する場合は、事前に電話連絡の上、辞退届（様式5）を担当課窓口を持参、郵送又は電子メールにより提出すること。なお市は、辞退したことをもっていかなる不利益な取扱いもしない。

9 認可申請

事前協議において、認可の基準を満たす見込みがあると確認できた事業者は、次の書類を提出すること。

- (1) 提出方法
持参、郵送又は電子メール
※ 郵送の場合、配達日時及び配達されたことを証明できる方法とすること。
- (2) 提出先
尾張旭市こども子育て部こども未来課
- (3) 提出期限
令和7年12月26日（金）午後5時（必着）
- (4) 提出書類（★：余裕活用型は、保育所等の認可書類と重複する場合に省略可）
※ 詳細は準備中のため、該当事業者へは改めて通知予定。
 - ① 乳児等通園支援事業認可申請書
 - ② 建物その他設備の規模及び構造並びにその図面★
 - ③ 運営規程
 - ④ 経営の責任者及び福祉の実務に当たる幹部職員の履歴書及び資格証の写し★
 - ⑤ 収支予算書
 - ⑥ 直近3年間の決算書類（社会福祉法人及び学校法人以外の場合）
 - ⑦ 事業に従事する職員の保育士資格を証する書類★

10 留意事項

- (1) 本事業の実施にあたっては、募集要項で定めるもののほか、関係法令を遵守し、こども家庭庁の「こども誰でも通園制度の実施に関する手引」に沿って行うこと。
- (2) 本事業実施予定の施設において、現地確認を実施する可能性がある。
- (3) 市は、必要に応じて関係機関（官公庁、金融機関等）に問い合わせることがある。
- (4) 本募集及び実施準備に係る費用は、すべて申請者の負担とする。
- (5) 提出された書類は返却しないものとする。
- (6) 提出期限以降の書類の差し替え及び再提出は、認めない。
- (7) 提出書類の著作権は、申請者に帰属する。ただし、公表等のために必要な場合は、提出書類の内容を無償で利用できるものとする。
- (8) 提出された提案書類等は尾張旭市情報公開条例（平成12年条例第25号）第7条に定める非公開情報（団体の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれのある情報など）を除き、公開の対象となる。
- (9) 実施事業者確定後であっても、関係法令等に基づく運営ができないと判断した場合には、事業者としての選定を取り消すことがある。
- (10) 本募集要項に定めのない事項又は疑義が生じた場合は、本市と協議し定めることとする。

11 問合せ・申込先

尾張旭市役所こども子育て部こども未来課

住 所：〒488-8666

電 話：0561-76-8148

電子メール：kodomomirai@city.owariasahi.lg.jp

様式1

乳児等通園支援事業事前協議書

年 月 日

尾張旭市長 殿

所 在 地
名 称
代表者氏名

(担当者) 所 属
氏 名
電 話 番 号
電子メール

次の乳児等通園支援事業の認可を受けたいので、関係書類を添えて事前協議します。

1 事業の種類

一般型（在園児合同実施） ・ 一般型（専用室独立実施） ・ 余裕活用型

2 事業所の名称

3 事業所の所在地

4 定員

5 事業開始の予定年月日
令和8年4月1日

【提出書類】

- (1) 事業計画書
- (2) 施設平面図
- (3) 役員等氏名一覧表
- (4) その他必要書類

様式 2

乳児等通園支援事業計画書

1 事業実施者について

法人名等	
所在地	
代表者	

2 乳児等通園支援事業について

施設類型									
施設名									
所在地									
定員・ 在園児数 (R . . 時点)		0 歳児	1 歳児	2 歳児	3 歳児	4 歳児	5 歳児	合計	
	定員								
	在園児数								
事業内容	実施方法	☐ 一般型（在園児合同） ☐ 一般型（専用室） ☐ 余裕活用型							
	利用方法	☐ 柔軟利用 ☐ 定期利用と柔軟利用の併用							
	実施日時 受入定員	月	時 分 受入年齢	～ 歳児	時 分 受入人数	☐ 実施しない 人			
		火	時 分 受入年齢	～ 歳児	時 分 受入人数	☐ 実施しない 人			
		水	時 分 受入年齢	～ 歳児	時 分 受入人数	☐ 実施しない 人			
		木	時 分 受入年齢	～ 歳児	時 分 受入人数	☐ 実施しない 人			
		金	時 分 受入年齢	～ 歳児	時 分 受入人数	☐ 実施しない 人			
		土	時 分 受入年齢	～ 歳児	時 分 受入人数	☐ 実施しない 人			
		日	時 分 受入年齢	～ 歳児	時 分 受入人数	☐ 実施しない 人			
	給食の提供	☐ あり ☐ なし							
利用料金	1 人 1 時間あたり 円								

	その他料金	☐ あり (費 円) ☐ なし	
	備考		
実施面積	乳児室 又は ほふく室 (m ²) 保育室 又は 遊戯室 (m ²) ※実施する部屋 () ※余裕活用型の場合のみ「〇歳児室」など		
職員配置		0 歳児	1 ・ 2 歳児
	職員数 (うち保育士数)	()	()

3 実施内容等について

事業実施方針・考え方	
非常時・緊急時の安全対策	
要支援家庭、障がい児、医療的ケア児の受入体制、対応について	
保護者とのかかわり方や支援	
職員体制、人材育成の考え方	
事業の利用促進に向けた取組等	

誓約書

申請者が（別紙に記載する役員等を含む）、児童福祉法第34条の15第4項各号の規定に該当しないことを誓約いたします。

（児童福祉法第34条の15第4項各号）

イ 申請者が、禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなるまでの者であるとき。

ロ 申請者が、この法律その他国民の福祉に関する法律で政令で定めるものの規定により罰金の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなるまでの者であるとき。

ハ 申請者が、労働に関する法律の規定であつて政令で定めるものにより罰金の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなるまでの者であるとき。

ニ 申請者が、第五十八条第二項の規定により認可を取り消され、その取消しの日から起算して五年を経過しない者（当該認可を取り消された者が法人である場合においては、当該取消しの処分に係る行政手続法第十五条の規定による通知があつた日前六十日以内に当該法人の役員（業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者をいい、相談役、顧問その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、法人に対し業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者と同程度以上の支配力を有するものと認められる者を含む。ホにおいて同じ。）又はその事業を管理する者その他の政令で定める使用人（以下この号及び第三十五条第五項第四号において「役員等」という。）であつた者で当該取消しの日から起算して五年を経過しないものを含む、当該認可を取り消された者が法人でない場合においては、当該通知があつた日前六十日以内に当該事業を行う者の管理者であつた者で当該取消しの日から起算して五年を経過しないものを含む。）であるとき。ただし、当該認可の取消しが、家庭的保育事業等の認可の取消しのうち当該認可の取消しの処分の理由となつた事実及び当該事実の発生を防止するための当該家庭的保育事業等を行う者による業務管理体制の整備についての取組の状況その他の当該事実に関して当該家庭的保育事業等を行う者が有していた責任の程度を考慮して、ニ本文に規定する認可の取消しに該当しないこととすることが相当であると認められるものとして内閣府令で定めるものに該当する場合を除く。

ホ 申請者と密接な関係を有する者（申請者（法人に限る。以下ホにおいて同じ。）の役員に占めるその役員の割合が二分の一を超え、若しくは当該申請者の株式の所有その他の事由を通じて当該申請者の事業を実質的に支配し、若しくはその事業に重要な影響を与える関係にある者として内閣府令で定めるもの（以下ホにおいて「申請者の親会社等」という。）、申請者の親会社等の役員と同一の者がその役員に占める割合が二分の一を超え、若しくは申請者の親会社等が株式の所有その他の事由を通じてその事業を実質的に支配し、若しくはその事業に重要な影響を与える関係にある者として内閣府令で定めるもの又は当該申請者の役員と同一の者がその役員に占める割合が二分の一を超え、若しくは当該申請者が株式の所有その他の事由を通じてその事業を実質的に支配し、若しくはその事業に重要な影響を与える関係にある者として内閣府令で定めるもののうち、当該申請者と内閣府令で定める密接な関係を有する法人をいう。第三十五条第五項第四号ホにおいて同じ。）が、第五十八条第二項の規定により認可を取り消され、その取消しの日から起算して五年を経過していないとき。ただし、当該認可の取消しが、家庭的保育事業等の認可の取消しのうち当該認可の取消しの処分の理由となつた事実及び当該事実の発生を防止するための当該家庭的保育事業等を行う者による業務管理体制の整備についての取組の状況その他の当該事実に関して当該家庭的保育事業等を行う者が有していた責任の程度を考慮して、ホ本文に規定する認可の取消しに該当しないこととすることが相当であると認められるものとして内閣府令で定めるものに該当する場合を除く。

ヘ 申請者が、第五十八条第二項の規定による認可の取消しの処分に係る行政手続法第十五条の規定による通知があつた日から当該処分をする日又は処分をしないことを決定する日までの間に第七項の規定による事業の廃止をした者（当該廃止について相当の理由がある者を除く。）で、当該事業の廃止の承認の日から起算して五年を経過しないものであるとき。

ト 申請者が、第三十四条の十七第一項の規定による検査が行われた日から聴聞決定予定日（当該検査の結果に基づき第五十八条第二項の規定による認可の取消しの処分に係る聴聞を行うか否かの決定をすることが見込まれる日として内閣府令で定めるところにより市町村長が当該申請者に当該検査が行われた日から十日以内に特定の日を通知した場合における当該特定の日をいう。）までの間に第七項の規定による事業の廃止をした者（当該廃止について相当の理由がある者を除く。）で、

当該事業の廃止の承認の日から起算して五年を経過しないものであるとき。

チ ヘに規定する期間内に第七項の規定による事業の廃止の承認の申請があつた場合において、申請者が、ヘの通知の日前六十日以内に当該申請に係る法人（当該事業の廃止について相当の理由がある法人を除く。）の役員等又は当該申請に係る法人でない事業を行う者（当該事業の廃止について相当の理由があるものを除く。）の管理者であつた者で、当該事業の廃止の承認の日から起算して五年を経過しないものであるとき。

リ 申請者が、認可の申請前五年以内に保育に関し不正又は著しく不当な行為をした者であるとき。
ヌ 申請者が、法人で、その役員等のうちにイからニまで又はヘからリまでのいずれかに該当する者のあるものであるとき。

ル 申請者が、法人でない者で、その管理者がイからニまで又はヘからリまでのいずれかに該当する者であるとき。

年 月 日

尾張旭市長 殿

所 在 地
名 称
代表者氏名

(別紙)

役員等名簿

(フリガナ) 氏 名	生年月日	住 所
	役職名・呼称	

様式 4

質問書

年 月 日

尾張旭市長 殿

所 在 地
名 称
代表者氏名
電 話 番 号
電子メール

尾張旭市乳児等通園支援事業者募集について、以下のとおり質問します。

質問事項	内容

※ 記入欄が足りない場合は、記入欄を追加してください。

様式5

辞退届

年 月 日

尾張旭市長 殿

所 在 地
名 称
代表者氏名

(担当者) 所 属
氏 名
電 話 番 号
電子メール

尾張旭市乳児等通園支援事業者募集について、事前協議書等を提出しましたが、下記の理由により辞退します。

また、本件に係る情報は厳正に取り扱い、秘密を保持します。また、貴市に対して御迷惑をおかけしません。

辞退理由

--